

第114回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和7年4月15日(火) 午前9時30分から午前9時55分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

3 出席農業委員 (14人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (3人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長 それでは、只今より第 114 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 5 件、報告事項 2 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、なお今回は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席をしていただいておりますが本日の出席推進委員は 3 名でございます。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 2 番岡崎委員と 3 番大谷委員によりしくお願いをいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、高齢で耕作が困難になったため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、季節野菜や果物を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 10 番藤元委員、推進委員 9 番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先日藤岡委員と一緒に現地を確認してきました。譲受人とはそのときお会いできなかったのですが後日ちょっとお話する機会ができましたのでお話させてもらったんですが。土地の一部分は杉の木がいっぱい生えていてそこはちょっと耕作はできないんですが上の半分と下は柑橘が植わってあとは空地になった状態でした。その空いている土地のほうに野菜を作ろうという感じで計画をしているということです。お父さんから譲り受ける昔からずっとある土地なので継続して管理していきたいということでした。以上です。

議長 それでは藤岡委員。

9番
(推進委員) 今、藤元委員さんから説明した通りでございます。後継者でございますので何の問題もないかと思っております。一部ヒノキが植わってますけどもそのほかミカン等よく管理されておりますので何も問題ないと思っております。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。特にご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、4ページから7ページをご覧ください。本事案については、居宅を購入するにあたり隣接する申請地を併せて譲り受けたら譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番 この件に関して先日福田推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。これに関しては7ページの詳細地図にあります。今回の畑の上にある●●●●番地の宅地を譲受人が購入するにあたってそこに隣接している畑も譲ってもらおうということなんですけども、もともとこの宅地の方を譲渡人が親戚筋ということで管理されていたということでこのような形になったと聞きました。小さい面積ですし隣接しているので管理に関しては問題なく行われると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で質問がなどありましたらお願いします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから11ページをご覧ください。本事案については、親が耕作していた申請地について、今後耕作予定者もいないため、居宅も含め譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると思います。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜や柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと思います。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると思います。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員10番藤元委員、推進委員8番中元委員

からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 昨日ですね、中元委員と現地を確認してまいりました。譲受人の方とはお会いできなかったのですが●●●●番地の奥側の方にはミカンが●●●●番地の方にカキとダイダイが植わってる状態です。その他の所も草刈り等されていて比較的きれいな状態だったのですぐに耕作できる状態になっているような感じでした。日当たりもよくいい所だと思うのでしっかり使ってもらいたいと思います。以上です。

議長 続きまして中元委員。

8番 (推進委員) 同じ自治会のうちから見えるところの畑になりますのでこちらも柑橘を作っているということで移住されてこちらに来られて栽培されるとしたらお話できたらいいなと考えております。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いします。大内委員。

8番 ちょっと教えていただきたいんですけども、書面に記載されている譲受人の農作業経験20年というのは例えばご実家でやられていたとかどういった経緯で20年って記載されているのかなにか証明があれば教えていただけたらと思います。

議長 藤元委員回答ができますか。それとも事務局で回答できますか。それじゃあ事務局でお願いします。

事務局 この方もともと●●●●にいらっしゃってその時期にご家族が農場を営んでましてそこで自分もお手伝いをしてということでお話を伺っています。

議長 大内委員よろしいですか。他に何かご質問なりありましたら。

(質問等なし)

ご質問も無いようでしたら採決に移ります。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請No.1について

て、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、11ページから16ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場橋総合支所から西南西に約1.6kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、自身が所有する家屋を借家として貸し出すため、申請地を庭などに活用する計画となります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、新たに費用をかける計画はございません。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後6ヶ月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、申請地以外に自身の所有する宅地を活用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員11番東谷委員、推進委員12番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番

本件15ページの上の方の図を見てもらえればわかりやすいんですが、この土地右から下三段になっておりまして一番上が倉庫、真ん中の段が母屋、その下の段が申請人の住宅ということになっていまして、それぞれ土地の真ん中に建物が建っておる状況であります。それぞれ上の道からその空き地を通ってそれぞれの家へ出入りするような土地になっております。今回の申請の内容は母屋に母親が去年まで住んでおりましたけれども亡くなったということで下の方の申請人の住宅も併せて土地の方を宅地にしてそれぞれの母屋それから自分らの家も人に貸したいということで申請をした内容になっております。以上です。

議長

國次委員。

12番

(推進委

先日東谷委員と伺った折本人には会えなかったんですが母親が去年亡くなって子供の所へ本人は行くようです。それで家の方はこういう貸出しにしたん

員) だと思えます。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程3、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、16ページから20ページをご覧ください。本案件は、昨年11月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場蒲野出張所から東に375mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は県外でレンタルスペース業などを営む法人で、貸別荘地に隣接する申請地を駐車場として利用する計画であります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1カ月以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、貸別荘については既に経営をしております。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用・施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 9 番岡村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9 番 先日推進委員さんと現地見に行きましたが前回と変わってないんで特に問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定いたします。
続いて、日程 4、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。小松開作、東屋代にて 2 件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 21 ページから 25 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問がありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いをします。

事務局 今年度分の活動記録セットをお手元にお配りしておりますのでご活用下さい。次回総会開催日は 5 月 15 日 (木) 午前 9 時 30 分から、久賀公民館 2 階大会議室を予定しております。議案送付は 5 月 2 日 (金) までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長 以上をもちまして第 114 回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。
長時間の審議、ご苦勞様でございました。

上記は、令和7年4月15日開催の第114回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和7年 5月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____